



安芸高田 消防

安芸高田市消防本部・安芸高田消防署
TEL 42-0931 FAX 47-1191
http://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/119/



安芸高田 警察

安芸高田警察署 ☎47-0110
市役所危機管理課 ☎42-5625

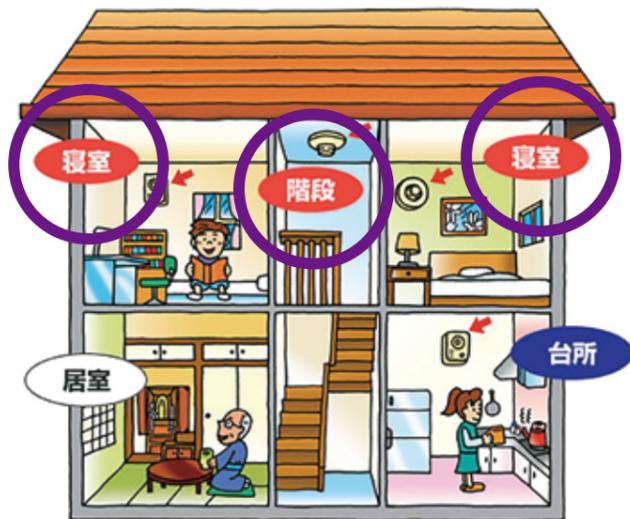


住宅用火災警報器、設置していますか？

平成 23 年 6 月 1 日（新築の住宅にあっては平成 18 年 6 月 1 日）からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

どこに設置するの？

- ◎寝室・・・すべての寝室が対象
- ◎階段・・・寝室が2階にある場合
(安芸高田市火災予防条例による)



○ 設置が義務付けられているところ

なぜ「寝室」や「階段」に必要なの？

住宅火災では、「逃げ遅れ」が原因で死亡するケースが多く、特に寝ている時に犠牲になることがほとんどのため、睡眠中も火災に気付くよう「寝室」が有効な設置場所となります。

また、煙は階段を通じて上階へ広がることから、上階の部屋へ煙が充満する前に煙に気付くことができるため、「階段」にも設置が必要になります。

警報機の設置により大火を防いだ事例

男性(70代)は居室内のベッドで就寝中に、住宅用火災警報器の鳴動音で目を覚まし、ベッド脇の床に置いてある電気ストーブに掛布団が接触して、火が出ているのを発見した。その後、掛布団にバケツで2~3回、さらに風呂桶で2~3回水を掛け消火した。

男性(30代)は、付近住宅から警報音と煙の臭いを確認。外に出て鳴動している住宅に行ったが、居住者は不在であった。近隣住民と玄関ドアを開けたところ、煙が充満しており、奥に入るとごみ箱から煙が出ていたのでごみ箱を外に出し、屋外の水道に繋がれたホースで水をかけ、初期消火を実施した。

住宅用火災警報器の設置調査にご協力いただきありがとうございました。

無作為に抽出した安芸高田市内の 43 世帯を対象に住宅用火災警報器の設置状況調査を実施いたしました。調査にご協力いただき、ありがとうございました。調査結果につきましてはあらためて広報誌に掲載いたします。



広島県警察では、平成 32 年（2020 年）までに特殊詐欺の年間被害額を 5 億円以下とすること、交通死亡事故者数を年間 75 人以下とすることを目指します。

めざせ!日本一安全・安心な広島県の実現
『アンダー 80 作戦』~2020 年に向けて~

減らそう犯罪 特殊詐欺事例紹介

架空請求詐欺

「動画サイト契約の未払金があり、支払わなければ法的手続きを開始します。不明な点は下記連絡先までお電話ください」等のメールを受信し、記載されている連絡先に電話をすると「支払わなければ裁判になる」と言われ支払ってしまった。

還付金詐欺

「市役所健康保険課です。還付金があり 3 月にハガキを送ったが連絡がなかった、8 月が締切だったが、ATMで手続きすれば間に合う」と市役所職員を装って電話が入り、慌てて銀行に行き携帯電話で担当者の指示を受けながらATMを操作したら、自分の預金口座からお金が消えた。



高齢者だけでなく、若い人でも特殊詐欺の被害になる可能性があります。電話やメールでお金の話が出たら「詐欺」だと思い、すぐに警察や市役所、親族知人に相談しましょう。



なくそう交通事故

行楽期の交通事故防止

ゴールデンウィークなど行楽地に向かう車が増え、交通状況が変化します。速度を控えめに車間距離は十分にとり、安全確認を怠らず、時間と心にゆとりを持った運転を心がけましょう。交通ルールを守ってご家族や友人と楽しい思い出を持って帰りましょう!

管内交通事故の特徴

- ・正面衝突 1 件
- ・追突事故 2 件

安芸高田警察署メルマガ

身近な犯罪情報などをタイムリーに配信しています(右のQRコードから登録できます)



空き家

関連情報コーナー

〈お問い合わせ〉
住宅政策課 ☎47-1202

空き家の発生により想定される問題

全国の空き家総数はこの 20 年で倍増しています。安芸高田市も例外ではありません。その空き家の中には、管理が不十分な空き家があり、下記のような悪影響を周囲に及ぼす恐れがあります。

- ① 劣化による防災性の低下による倒壊等の危険
- ② 倒壊による近隣への被害
- ③ 犯罪の誘発
- ④ 風景、景観の悪化や、衛生的な問題

空き家は所有者が管理をしていかなければなりません。現在、空き家をお持ちの方で思い当たる点がありましたら、住宅政策課までご相談ください。

	全国	広島県	安芸高田市
空き家率	13.5%	15.9%	19.6%

(※平成 25 年度総務省調査)

※空き家を「売りたい・貸したい」、その他管理・活用など、お気軽にご相談ください。

※空き家等とは

「建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む）」をいう。

※特定空き家等とは

- ① そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③ 適切な管理が行われないうちに著しく景観を損なっている状態
- ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態

★H28 年度空き家バンク登録・成立状況 (累計)

区分	2 月末	3 月末	H27 年度まで
HP 登録件数	44 件	42 件	
新規登録件数	29 件	30 件	
成立件数	26 件	28 件	75 件

空き家利用希望者数	186 人	188 人
-----------	-------	-------